

統一的な基準の検証に関するワーキンググループ（第4回）の意見

○所有外管理資産に係る主なマニュアル改定事項についての意見等

- ・ 事務局案について概ね了解。

○財務書類作成に係る負担軽減策についての意見等

1. リースについて

- ・ 企業と自治体では、重視すべき点が異なるので、企業会計によらない考え方を認めてもよいのではないか。
- ・ 金額が大きく重要性が高いものは資産計上する必要があるのではないか。例えば、通信設備のように個別性が高く高額なものは資産として計上する一方、汎用的な事務用機器は事務処理の簡素化の観点から計上しなくてもよいのではないか。
- ・ PFIは、リース取引の基準に準じた会計処理を行うこととしているが、資産・債務の額が大きく、債務年数も長くなるため、計上必須とすべき。
- ・ 定量的な基準を設けるにしても、リースの実態を把握すべきであり、例えば、最も小規模な団体の資産規模を勘案するなどして、影響度合いを見極める必要があるのではないか。
- ・ 団体の規模は様々であり、一律に金額基準を置くのは難しいのではないか。財務書類への影響度合いに応じて団体ごとに資産計上基準を設定することとしてはどうか。
- ・ 計上しないことを許容する場合であっても、議会や住民のチェック機能を効かせるという観点から、リース債務の総額を注記するべきではないか。
- ・ 資産計上の基準の設定にあたっては、物品の基準を参酌できるのではないか。

2. 全体財務書類・連結財務書類について

(1) 団体の財務状況に応じて作成を任意とすることについて

- ・ 団体の財務状況に応じて作成するかを変えるべきではない。一度作成を中断すると復活させるのは困難であり、また、団体間の比較可能性を阻害してしまうのではないか。
- ・ 作成の有無を団体に判断させるべきではないので、作成団体を絞るのは反対。

(2) 一部の様式の作成を任意とすることについて

① 全体・連結財務書類両方に係る意見

- ・ 全体・連結財務書類作成の意義について、これらの書類がどのような情報を提供できるのか、健全化の状況が変わっていることも踏まえ整理すべき。
- ・ 財務書類を作成することに手一杯となり、活用に時間を割けないのは本末転倒。活用を促すためにも、一部書類の省略を認めてもよいのではないか。
- ・ 地方公共団体及びその関係団体の全般的な財務状況を明らかにする観点では、資産・負債の状況及びバランスや、その経年変化、団体間比較を相対的に見られる情報として、貸借対照表は有用ではないか。
- ・ 連結附属明細書のうち、有形固定資産の明細については、作成負担に比してあまり使用されていないので、作成しないこととしてもよいのではないか。ただし、連結精算表は、内訳を把握する上で必要であり、追加の作業を要するものではないため残すべき。
- ・ 連結の手引きについて、分かりやすくできないか。

② 全体財務書類に係る意見

- ・ 全体財務書類の対象は、地方公共団体そのものであるもので、基本は4表作成することとすべき。一方で、注記や附属明細の記載を簡素化することは議論の余地がある。

- ・ 資金収支計算書は、読替えの負担もあるので、有用性や省略可能性を再度検討してもよいのではないか。

③ 連結財務書類に係る意見

- ・ 貸借対照表のみ作成することとしてもよいのではないか。
- ・ 資産・負債の変動が異常値を示した場合に、その詳細を調査することも可能であり、端緒を捉える意味では、貸借対照表があればよいのではないか。

○各委員からの提案事項についての意見等

1. 道路の除却処理等について

- ・ 除却処理の方法について、実務上の取扱いも考慮しつつ、対応方法をQ&Aで明確化してはどうか。

2. 道路等底地の1円評価について

- ・ 比較可能性を確保するため、1円評価とした経緯もある。例外的に1円評価をしていない団体については、注記を徹底させるべきではないか。
- ・ 分析の際には、「インフラ資産」の「土地」を除くという考え方もあるのではないか。

3. 土地の取得に伴う補償費について

- ・ 具体例を踏まえ、疑義が多い事項をQ&Aで明確化してはどうか。

4. 施設の長寿命化等に伴う耐用年数について

- ・ 実態に合わせた耐用年数を原則としている国際会計基準を参考にできないか。

- あくまでも固定資産台帳は会計帳簿ということで、割り切りも必要ではないか。一方、公共施設マネジメントにおいては、前提条件を置き直して推計を行うなど、工夫の余地があるのではないか。

5. 会計年度任用職員の給与等について

- 現在、決算統計と取扱いが異なることや、実務負担及びシステム改修への影響を踏まえ、結論を出すべきではないか。

6. 退職手当組合に対する負担金について

- 現状、決算統計において、退職手当組合負担金も人件費に計上されているので、実務的な支障は生じないのではないか。
- 退職手当組合に入っているか否かで、人件費の範囲が変わるのは、分析の観点からも望ましくないのではないか。